

江戸川区介護保険サービス利用者負担額助成事業のご案内

江戸川区は、低所得者の方を対象に、介護保険サービスの利用者負担額の一部（介護給付の額の 7%）を助成する事業を独自に行っています。事業の内容について、以下のとおりご案内します。

【利用対象者の概要】

原則として、生活保護受給者が生活保護停止になった場合に対象になります。ただし、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ☐ 介護保険料の所得段階が第 1 段階であること。
- ☐ 要介護認定または要支援認定を受けていること。
- ☐ 介護保険の負担割合が 1 割であること。
- ☐ 旧措置入所者でないこと。
- ☐ 給付額減額の措置を受けていないこと。
- ☐ 住民税非課税世帯に属していること。
- ☐ 介護保険料を滞納していないこと。
- ☐ 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置を受けていないこと。

【助成額】

介護給付の額の 7%を助成します。たとえば、サービス費（1 割）が 1,000 円の場合、700 円が助成され、最終的な自己負担は 300 円となります。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、助成の対象になりません。

【助成期間】

原則として、生活保護の停止日の属する月の初日から最大 6 か月間です。（8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日の期間については、前年所得等により判定され適用可否が決まります。）

【利用手順（利用者向け）】

- 1 対象となる方に「介護保険サービス利用者負担額減額認定証」（「減額認定証」と、申請書類を郵便でお送りします。お送りする時期は、生活保護停止後およそ 2 か月後になります。
- 2 利用者は、ケアマネージャー、サービス提供事業者、介護保険施設に減額認定証を提示し、申請書類を渡してください。

【利用手順（サービス提供事業者、介護保険施設向け）】

- 1 サービス提供事業者、介護保険施設は、利用者に対し、提供サービスに係る額の3%相当分を請求してください。（現物給付）
- 2 サービス提供事業者、介護保険施設は、下記書類提出先に次の書類を提出し、提供サービスに係る額の7%相当分を請求してください。原則として、サービス提供月の翌月末日までに書類を提出してください。また、国民健康保険団体連合会（国保連）への介護給付費の請求は、通常どおり1割負担で行ってください。

【提出書類】※足りない場合はお手数ですがコピーをお願いします。

- 事業者基本情報・口座情報届出書（介護保険サービス利用者負担額助成用）
※初めて本事業を利用する場合のみご提出ください。
- 介護保険サービス利用者負担額減額助成費請求書
※居宅サービス・地域密着型サービス分と施設サービス分で様式が異なります。
※月ごとにご記入ください。
- 国保連に提出する「介護給付費明細書」のコピー

- 3 原則として、サービス提供月の翌々月25日に、提供サービスに係る額の7%相当分を、指定の口座に振り込みます。国保連への介護給付費の請求が遅れた場合や、上記書類の提出が遅れた場合は、振り込みが遅れる場合があります。

【その他】

- サービス提供事業者、介護保険施設が、上記の現物給付に対応できない場合は、利用者は提供サービスに係る額の10%相当分をいったん支払い、後日江戸川区が7%相当分を支給します。こちらの手続きを希望する場合は、申請書類をお送りしますので、下記問い合わせ先にご連絡をお願いします。
- 福祉用具購入費、住宅改修費については、受領委任払い及び上記の現物給付は利用できません。利用者は提供サービスに係る額の100%相当分をいったん支払い、後日江戸川区が97%相当分を支給します。こちらの手続きを希望する場合は、申請書類をお送りしますので、下記問い合わせ先にご連絡をお願いします。
- 本事業に関する書類は、江戸川区介護保険のホームページに掲載しています。

<https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/related/benefit/01/>



【問い合わせ・書類提出先】

江戸川区福祉部介護保険課給付係
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
電 話 03-5662-0309